

令和2年度内部統制評価報告書
審査意見書及び附属資料

横浜市監査委員

令和2年度横浜市内部統制評価報告書審査意見書

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された「令和2年度横浜市内部統制評価報告書」を審査した結果、次のとおり意見を付する。

令和3年9月3日

横浜市監査委員	藤野次雄
同	高品彰
同	前田一
同	横山正人
同	中山大輔

1 審査の対象

「令和2年度横浜市内部統制評価報告書」

2 審査の期間及び審査の方法

(1) 審査の期間

令和3年6月7日から令和3年9月3日まで

(2) 審査の方法

「横浜市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、実際に行われた評価の過程を確認することにより、評価手続に沿って評価が適切に実施されたか審査した。

また、市長が評価結果を得るに至った根拠を確認し、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか審査した。

審査に当たっては、その他の監査等において得られた知見も活用した。

3 審査の結果

「令和2年度横浜市内部統制評価報告書」について、上記2のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当である。

4 備考

「令和2年度横浜市内部統制評価報告書」の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間中の運用上の重大な不備が把握され、当該不備に係る財務事務については、内部統制は一部有効に運用されていなかった。

5 財務監査の結果を踏まえた付記事項

財務監査では、毎年度、同様の事務処理ミスが指摘されている。内部統制の取組を推進することにより、更なる事務の適正化が図られることを期待する。

令和2年度横浜市内部統制評価報告書審査意見書（附属資料）

審査結果の詳細

1 全庁的な内部統制

(1) 市長（内部統制評価部局）による評価手続

各局からの提出を受け内部統制評価部局が確定した「全庁的な内部統制の評価シート」及び当該局から提出された資料等により、「①統制環境」、「②リスクの評価と対応」、「③統制活動」、「④情報と伝達」、「⑤モニタリング」及び「⑥ICTへの対応」の6つの基本的要素から構成された28の評価項目に対応する内部統制の整備状況について、対応する本市の取組があることを確認する。

また、規則等については、例規集、「全庁的な内部統制の評価シート」の「今年度の状況」欄等の記載により最新の施行日、直近の取組内容等を確認し、適時の改正がなされていること等を確認する。

これらの2項目について確認することができれば、不備には当たらないことから、「不備なし」として、評価基準日（令和3年3月31日）において内部統制が有効に機能していると評価する。

(2) 監査委員による審査方法及び審査結果

評価手続に係る審査方法	評価手続に係る審査結果
内部統制評価部局が、全庁的な内部統制の各評価項目に対応する本市の取組が記載されていることの確認を行っているか、「全庁的な内部統制の評価シート」、内部統制評価部局へのヒアリング等により確認を行った。	内部統制評価部局は、全庁的な内部統制の各評価項目に対応する本市の取組が記載されていることの確認を行っていた。
内部統制評価部局が、規則等について適時の改正がなされていること等の確認を行っているか、「全庁的な内部統制評価シート」及び内部統制評価部局へのヒアリングにより確認を行った。	内部統制評価部局は、規則等について適時の改正がなされていること等の確認を行っていた。

2 業務レベルの内部統制

(1) 市長（内部統制評価部局）による評価手続

全ての区局の課において、「収入事務」や「債権管理」など、14の財務リスクを分類した「リスク評価シート」を用いて、財務リスクの抽出を行う。各課においては、抽出した財務リスクに対して、リスクの自己評価を行う。

内部統制評価部局は、区局が作成した「リスク評価シート」を基に、評価基準日及び評価対象期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における各課のリスクに対する整備状況及び運用状況について不備がないか等を、次の考え方により評価する。

1 評価作業に当たってベースとなる考え方

整備上の不備については、各課の自己評価を基本として、内部統制評価部局として評価を判断する。

運用上の不備については、各課の自己評価は参考情報として、評価対象期間において、財務事務に係る事務処理ミス等として公表したものについて対象とする。

2 整備状況の判断の目安

「不備あり」「不備なし」の判断に当たっては、次の視点を参考として、記載内容の整合性を判断する。

- (1) 「不備あり」とした理由の全てに対処策が講じられているか。
- (2) 対応策は不備を解消するために十分な内容であるか。
- (3) 対応策が具体的なもの（内容、期限及び頻度が記載されている）となっているか。
- (4) 評価基準日で対応が完了しているか。
- (5) 対応策が実現可能なものとなっているか。

(2) 監査委員による審査方法及び審査結果

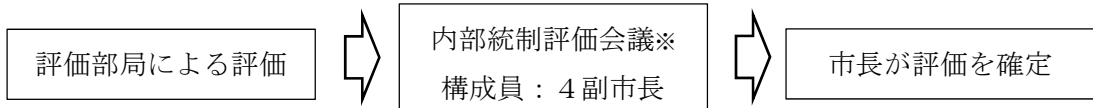
評価手続に係る審査方法	評価手続に係る審査結果
1 整備上の不備及び運用上の不備に係る各課の自己評価	
各課が「リスク評価シート」を作成し、評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について自己評価を行っているか、「リスク評価シート」で確認を行った。	各課が「リスク評価シート」を作成し、整備状況及び運用状況について自己評価を行っていた。
2 整備上の不備に係る内部統制評価部局の評価手続	
区局から「リスク評価シート」の提出を受けた内部統制評価部局が、各課の自己評価結果を基本として、「整備状況の判断の目安」に基づき、記載内容の整合性を判断し評価を行っているか、「リスク評価シート」、内部統制評価部局へのヒアリング等により確認を行った。	内部統制評価部局は、各課の自己評価結果を基本として、「整備状況の判断の目安」に基づき、記載内容の整合性を判断し評価を行っていた。
3 運用上の不備に係る内部統制評価部局の評価手続	
財務事務に係る「事務処理ミス等」として評価対象期間内に公表されたものについて、内部統制評価部局が運用上の不備として評価を行っているか、評価対象期間中の記者発表資料及び「リスク評価シート」で確認を行った。	内部統制評価部局は、財務事務に係る「事務処理ミス等」として評価対象期間中に公表されたものについて、運用上の不備として評価を行っていた。

3 重大な不備の評価

(1) 市長による評価

内部統制評価部局による評価において運用上の不備とされた「事務処理ミス等」のうち、横浜市や社会への影響等（横浜市の経済的不利益、住民（個人・事業者）の経済的不利益、事務処理ミス等の件数等）が大きいものについて、「内部統制の重大な不備の目安」を踏まえ、重大な不備に当たるかどうかを総合的に判断する。

<評価の流れ>



※ 内部統制評価会議

横浜市内部統制の評価に関する要綱（抜粋）

（内部統制評価会議）

第4条 評価報告書を作成するにあたり、必要な事項の協議等を行うため、内部統制評価会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の議長は、総括内部統制責任者をもって充てることとし、会議を代表し、会議の事務を総理する。

3 会議の構成員は、議長のほか、副市長をもって充てる。

(2) 監査委員による審査方法及び審査結果

審査方法	審査結果
<p>内部統制評価部局において、運用上の不備と評価された財務事務に係る「事務処理ミス等」のうち、個別公表された案件の中から、「運用上の重大な不備」の候補を抽出した考え方について確認を行った。その上で、内部統制評価報告書を作成するに当たり必要な事項の協議等を行う「内部統制評価会議」等、重大な不備の決定までの手続について、資料確認及び内部統制評価部局へのヒアリングにより、市長が評価結果を得るに至った根拠の確認を行った。</p>	<p>内部統制評価部局が作成した「内部統制の重大な不備の目安」を踏まえ、「内部統制評価会議」等の手続を経て、重大な不備に当たるかどうかの評価を市長が確定していた。</p>